

## 計 画 書

### 阪神間都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

#### 1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

#### 2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成 2 2 年	平成 3 2 年
	都市計画区域内人口		1, 7 5 4
市街化区域内人口		1, 7 1 2	1, 6 9 1
配分する人口		—	1, 6 3 7
保留する人口		—	5 3
（特定保留）		—	0
（一般保留）		—	5 3

#### 理 由

「別添理由書のとおり」

## 理 由 書

阪神間都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和45年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第7回の一斉見直しを行うものである。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、本計画のとおり区域区分を変更するものである。

阪神間都市計画区域  
市街化区域・市街化調整  
区域の変更概要図

